

空き家解体コーディネート・空き家かたづけ隊モデル事業交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、空き家解体コーディネート・空き家かたづけ隊モデル事業交付金（以下「本交付金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家等 市内に所在する建物その他の工作物であつて、常時無人の状態にあるものをいう。
- (2) 所有者等 空き家等の所有者、相続人又はこれらの者の親族をいう。
- (3) 自治会 町又は字の区域その他市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体のうち、鳥取市自治連合会に加盟しているものをいう。

(交付目的)

第3条 本交付金は、地域景観の保全及び地域の結束力向上を目的として、空き家等の所有者等と連携し、当該所有者等が家屋を除却する際の家財等の処理に積極的に協力する自治会に対し支援を行うことにより、空き家等の除却を促進し、良好な景観及び生活環境の創生並びに安全で安心な地域づくりに寄与することを目的として交付する。

(交付対象事業)

第4条 本交付金の交付の対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）は、空き家等に放置されたままの家財等に関し建築物の解体や除去物の分別等の専門知識を有する民間技術者のアドバイスのもと空き家等の所有者等と地域住民で編成した「空き家かたづけ隊」とが連携して整理、分別を行う事業であつて、別に定める空き家解体コーディネート・空き家かたづけ隊モデル事業実施要領（平成26年4月1日制定。以下「実施要領」という。）第3項に定める要件を満たすものとする。

- 2 交付対象事業の実施に当たっては、実施要領に定めるところにより、事前に鳥取市都市整備部建築指導課と協議を行わなければならない。なお、協議を行わずに実施した事業は、本交付金の対象としない。

(交付対象者)

第5条 本交付金の交付の対象となる者は、前条の空き家かたづけ隊を編成し、所有者等と連携して交付対象事業を実施する自治会とする。

(交付金の額)

第6条 本交付金の額は、事業完了後、対象空き家等1軒につき30,000円で算定し、予算の範囲内で交付する。

- 2 本交付金は、同一敷地内に存する建築物に係る事業につき1回限りとする。

(交付申請)

第7条 規則第4条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に定める書類はそれぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとし、同条第4号に定める書類は次の各号に掲げ

るものとする。

- (1) 登記事項証明書等の空き家等に係る所有者等の権原が確認できる書類
- (2) 事業参加者名簿
- (3) その他市長が必要と認める書類
(着手届)

第8条 本事業は、規則第10条第1項第3号に該当するものとし、着手届は要しないものとする。

(請求)

第9条 本交付金の交付の決定を受けた者は、規則第11条第3項に規定する請求書に本交付金の交付決定通知書を添えて市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 本交付金の交付に係る事業は、規則第12条ただし書に規定する市長が指定する補助事業等とし、同条に規定する実績報告書の提出は、要しないものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか本交付金に関し必要な事項は、都市整備部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日に施行する。